

2014年8月6日団体交渉の概要

東北大学職員組合執行委員会

交渉事項：（組合側申入れ事項）

- 1) 労働契約法の改正に伴う有期雇用職員の扱いについて
- 2) 消費税の値上げに伴う通勤手当等の措置について
- 3) 駐車場有料化にかかる問題について

(1) 労働契約法の改正に伴う有期雇用職員の扱いについて

① 金属材料研究所の「准職員及び時間雇用職員の通算雇用期間の上限は原則3年とする」

東北大学の就業規則によると「原則として5年を上限とする」とあるので、これは就業規則違反ではないかとの問いに対し、当局は「就業規則は5年契約を確約したのではなく、上限は5年ということだ。部局の方針によってそれより短い契約期間は認め得る」との回答。金研の有期雇用職員は雇用契約に関して他部局に比較して非常に不利な扱いを受けていることを容認した発言は大問題。

② 人事制度の周知についての内部監査報告書に関連して

当局の人事制度の周知の不徹底が露呈。東北大「内部監査報告書」の「教職員に関する人事制度の周知について」について、「多くの部局において、人事制度を周知する体制を構築しておらず、教職員が容易に人事制度を把握できない状態となっていた。制度自体を認識していないため、取得要件を逸する。」と指摘されており、教職員が不利益を被っていた、あるいは今後不利益を被る恐れがある。これは具体的にどのような事項か。当局は文書で回答を約束

③ 労働条件通知書

本年度4月から労働条件通知書が有期雇用職員に渡されたが、再雇用職員と昭和55年7月以前採用の准職員、平成16年3月末以前採用の時間雇用職員の労働条件通知書の更新について、「更新する」とすべき所が「更新することもあり得る」と否定的な表現になっていた部局がある。間違った書式のために誤解した、あるいは不快な思いをした職員がいる。再雇用職員については正しい書式に変更することと、交付に先立って年内にその検討結果を組合に示すことを約束。昭和55年7月以前採用の准職員、平成16年3月末以前採用の時間雇用職員については、誤った通知書を渡した職員の確認をすることを約束。文書で回答を要求する。

(2) 消費税の値上げに伴う自動車通勤手当等の措置について

進展なし。自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員の通勤手当の額がどのような考え方で設定されたのかについて調べることを約束。組合は文書回答を要求。

(3) 片平キャンパス駐車場有料化にかかる問題について

有料化によって車の乗り入れ台数が減った兆候はない。効果があったかどうか疑問。駐車料金によって一部駐車場の整備が進んだが、徴収した駐車料を一般会計に組み込んだのは問題。

(4) その他

- ① 無期型の非正規職員の就業規則案についての意見交換をすることを約束。
- ② 各部局における准職員・時間雇用職員の勤続年数別の人数に関するデータ要求
- ③ 当局に対する窓口の明確化。（例 駐車場問題は資産管理課）